

上山市消費生活センターだより

令和8年3月発行

契約は焦らず、慎重に！

悪質な電子広告にご注意ください!!

近年、生成AIを活用した悪質な電子広告が大量に配信され、トラブルも年々増加しています。「今だけ」「この広告のみ」「あと〇〇分で終了」などと消費者を焦らせ、急かすような電子広告には注意が必要です。トラブルに遭わないために、悪質な広告を見抜く力をつけましょう。

事例①) SNSの動画広告で芸能人が「1週間で10kg痩せる」というダイエットサプリメントを紹介しており、今だけ特別価格の500円だったので購入した。後日、商品を飲んだが広告のようには痩せず、飲むのをやめた。ところが翌月も同じ商品が届き定期購入である事が分かった。広告には定期購入である旨は全く書かれていなかったため受け取りたくない。



事例②) ウェブサイトを見ていたところ美容液のキャンペーン広告が出てきた。キャンペーン価格の終了まで残り30分とのカウントダウンタイマーがあったので急いで注文。しかし、このカウントダウンタイマーは残り0分になると自動的に残り30分からの表示に戻る事が分かった。不当表示ではないか。



トラブル回避のためのチェックポイント！

① 極端に安い価格が表示された広告は、まず疑うこと！

→おとり広告や詐欺広告の可能性あり！正規サイトを確認しましょう。

② 商品・サービスの内容を見極める力をつけましょう！

→商品・サービスの内容が正しいのか、信用できる情報なのかを自身で調べ、確認してから契約しましょう。少しでも不安があれば契約しないこと。

③ 電子広告や注文の最終確認画面はスクリーンショットで保管する！

→トラブルが起きた際の証拠として一定期間保管しておきましょう。

トラブル解決が難しい場合はお早めに消費生活センターへご相談ください！



☑ 消費生活センターってどんなところ？

消費者と事業者との間で起きたトラブルの解決のために、助言やあっせんを行なっています。

また、消費者トラブル防止のための出前講座も実施しています。事業者とのトラブルで困った際はいつでも気軽にご相談ください。



* 契約者ご本人からの相談が原則となります。

(契約者が高齢、病気等で相談することが難しい場合は、ご家族や見守りをしている方からの相談も受け付けます。)

* 相談の際は、契約内容が分かる資料(契約書・領収書等)を手元にご準備頂けると、問題点の把握や助言をする際の参考になります。

* 消費生活センターでは受け付けられない相談もあります。
一例を記載いたしますのでご確認ください。



お受けできない相談例

* **事業者からの相談**…消費生活センターは消費者からの相談を受け付ける窓口です。事業者から相談を受けた際は、事業者向けの相談窓口をご案内しています。

* **個人間取引の相談**…消費生活センターは消費者・事業者間で起きたトラブルについて助言を行なっています。個人間での売買契約や金銭貸借等については助言する事が出来ないのをご了承ください。

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや!) または、

上山市消費生活センターへご相談ください!!



【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課

☎023-672-1111 内線 115